

愛知県教育委員会公告式規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会公告式規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和6年7月10日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、教育委員会規則の公布に係る事務の合理化を図るため必要があるからである。

愛知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の内容

教育委員会規則の公布に係る教育長の署名を不要とする等

2 改正の理由

教育委員会規則の公布に係る事務の合理化を図るため。

3 施行期日

公布の日

愛知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会公告式規則（昭和三十一年愛知県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び年月日を記入して、教育長が署名しなければ」を「、年月日及び教育長氏名を記入しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、教育委員会が定める規程の公表について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県教育委員会公告式規則の一部改正新旧対照表

新

第一条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長氏名を記入しなければならない。

2| 前項の規定は、教育委員会が定める規程の公表について準用する。

3
略

旧

第一条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、教育長が署名しなければならない。

2| 教育委員会が定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長氏名を記入して、教育長印を押さなければならない。

3
略